

参考資料③

他事例の募集要項

1. 千葉県野田市
2. 長野県北アルプス広域連合
3. 福岡県柳川市・みやま市
4. 大分県宇佐・高田・国東広域事務組合
5. 熊本県宇城広域連合
6. 熊本県山鹿市
7. 鹿児島県北薩広域行政事務組合

1. 千葉県野田市



新清掃工場（ごみ焼却施設）

建設候補地を公募します

土地所有者の皆様
自治会の皆様

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
会長 立本 英 機

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会では、新清掃工場（ごみ焼却施設）建設候補地を公募します。

本審議会は、市の緊急かつ最重要課題の1つである新清掃工場の建設候補地を選定するために設置されました。市長からは、全市民的見地からの審議をお願いしたいとのことで、候補地の選定にとどまらず、ごみ処理施策の基本となる一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定や、環境アセスメントに関することなどの審議も依頼されております。

昨年8月21日に第1回審議会を開催以来、これまで11回の審議を重ね、まず「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」案をまとめました。

この計画では、基本方針を『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』と定め、ごみ減量目標（平成33年度までに30%減）を設定し、目標を実現するための様々な施策を展開していくこととしています。新清掃工場については、『建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指します。』としておりまして、新清掃工場が、地域の皆様にとって、いわゆる迷惑施設としてではなく、地域のまちづくりの拠点となるような地元においてよかったと感じられるような施設であってほしいと考えています。

そこで、具体的な候補地の選定に入るにあたっては、地主の皆様や候補地となる地域の皆様から率先して手をあげていただき、附帯施設の設置や周辺道路の整備、公害等の環境対策などについて、地域のまちづくりの視点から、私たちと地域の皆様と一緒に考え知恵を絞ることが、最善と考え、候補地を公募することといたしました。

つきましては、当審議会に取りまとめた「候補地選定基準」をお示ししますので、地主の皆様、自治会の皆様からの応募をお待ちしております。

1 公募内容

(1) 応募資格

土地所有者又は地元自治会の応募とします。

(2) 応募の条件

- ①野田市内の市街化調整区域内で、20,000㎡以上の用地面積が確保できること。
- ②土地所有者が応募する場合、建設候補地の地元自治会の同意は必要ありません。ただし、土地所有者が複数の場合は、応募は連名により行うこと。
- ③地元自治会が応募する場合、土地所有者の同意が得られていること。なお、候補地が複数の自治会にまたがる場合、応募者自治会以外の自治会の同意は必要ありません。

(3) 応募期間

平成24年3月15日(木)から同年5月1日(火)まで(郵送の場合は消印有効)

(4) 応募書類及び提出先

次の①、②の書類を、野田市役所清掃計画へ直接持参するか郵送により申し込みください。

- ①応募申込書(別紙1) ※任意の様式でも可
- ②候補地位置図

(5) 公募要領及び応募申込書の入手方法

市ホームページ内の「新清掃工場建設計画」からダウンロードするか、以下の公共施設で入手できます。

- ・市役所5階清掃計画課(担当課)
- ・市役所1階行政資料コーナー
- ・いちいのホール1階行政資料コーナー
- ・各公民館(中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、
関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部)
- ・各図書館(興風、南、北、せきやど)

2 候補地の選定方法

今回ご応募いただいた候補地については、野田市新清掃工場建設候補地選定審議会で取りまとめた「候補地選定基準」(次ページ参照)により評価を行い選定します。

3 問い合わせ・提出先

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7-1

野田市環境部 清掃計画課(市役所5階)

電話04-7125-1111(内線3202、3203、3205)

野田市新清掃工場建設候補地選定基準

No.	内 容
1	市街化調整区域内であること。
2	敷地境界から一団の住宅団地※までの距離が概ね200m以上であること。 A ○○m以上であること。 B ○○m以上であること。 C 概ね200m以上であること。 (注1) 一団の住宅団地は5棟以上のものをいう。 (注2) 「概ね」とは、10m程度の差を指す。 (注3) A及びBの具体的な距離の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。
3	都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。
4	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物※の敷地境界から概ね300メートル以上離れていること。 A ○○m以上であること。 B ○○m以上であること。 C 概ね300m以上であること。 (注1) 「その他これらに類する施設」とは、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等を基本に、公益性、広域性、恒久性及び環境防衛の必要性が特に高いと認められる建築物が該当する。 具体的には、候補地絞込みの段階で、個別に判断する。 (注2) 「概ね」とは、10m程度の差を指す。 (注3) A及びBの具体的な距離の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。
5	県及び市町村の都市計画構想と整合していること。
6	緑地保全区域及び土砂災害警戒区域が含まれていないこと。
7	主要な搬出入路は、原則として幅員6メートル以上の舗装道路であること。（市において、新清掃工場稼働までに整備可能な場合を含む。） A 6m以上で全線舗装整備済みであること。 B 6m以上で舗装整備済みが2分の1以上であり、未整備延長について、拡幅又は舗装整備を要すること。 C 6m以上で舗装整備済みが2分の1未満であり、未整備延長について、拡幅又は舗装整備を要すること。 (注) 整備済みが2分の1未満であっても、未整備延長が100m以下の場合のランクは、Bとする。
8	主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。 A 通学路との重複がない、又は歩道等が設置され歩行者の安全が確保されていること。 B 重複なし又は歩道等整備済みが2分の1以上であり、未整備延長について、歩道等の整備を要すること。 C 重複なし又は歩道等整備済みが2分の1未満であり、未整備延長について、歩道等の整備を要すること。 (注) 整備済みが2分の1未満であっても、未整備延長が100m以下の場合のランクは、Bとする。
9	主要な搬出入路は、繁華街や住宅街を経由しないこと。 (注) 繁華街、住宅街の定義は明確でなく、また経由距離等による影響も大きいことから、候補地絞込みの段階で経由距離等を考慮して個別に判断する。
10	施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通に過度な影響を与えないこと。 A 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通量の○○パーセント以下であること。 B 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通量の5パーセント以下であること。 C 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通量の5パーセント超であること。 (注) Aの具体的な割合の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。
11	整形地に近い土地であること。
12	地権者の数が少数であること。 A 地権者の数が○人以内であること。 B 地権者の数が○人以内であること。 C 地権者の数が○人超であること。 (注) 基準となる具体的な地権者数は、候補地の絞込みの段階で設定する。
13	20,000㎡以上の土地を確保できること。 A ○○㎡以上の土地を確保できること。 B 20,000㎡以上の土地を確保できること。 (注) Aの具体的な面積は、候補地絞込みの段階で設定する。

2. 長野県北アルプス広域連合

ごみ処理施設の候補地選定について

1. 住民の皆様のご意見を募集します
2. 建設候補地を公募します

北アルプス広域連合 ごみ処理施設検討委員会
委員長 富所五郎

現在、ごみ処理施設検討委員会では、ごみ処理施設の候補地選定作業を進めていますが、候補地選定には、住民の皆様のご理解とご協力が大変重要であると考えています。

そこで、この度、候補地選定方法について、広く住民の皆様からご意見を募集するとともに、具体的な建設候補地について、公募することにいたしました。

ごみ処理施設の建設は、大町市、白馬村及び小谷村の3市村にとって重要かつ緊急の課題であることをご理解のうえ、大勢の皆様からご応募くださいますようお願いいたします。

記

1 ごみ処理施設の候補地選定方法に関する意見の募集について

(1) 募集内容

ごみ処理施設の候補地選定方法に関することなら何でも結構です。

- (例)
- ・選定の全体的な方法、スケジュールについてのご意見
 - ・「こんな項目について評価してほしい」といった、選定方法に関するご意見
 - ・住民意見募集の方法や、テーマ、タイミングについてのご意見
 - ・「こんなごみ処理施設にしてほしい」といった施設整備についてのご意見 等

(2) 応募方法

別添様式、又は必要に応じて自由様式(住所、氏名、連絡先を記入)により、郵送、FAX、又はメールにより、北アルプス広域連合内ごみ処理施設検討委員会事務局あて送付してください。

(3) 応募期間

平成22年3月12日から 平成22年4月12日まで

(4) いただいたご意見の取り扱いについて

検討委員会で協議し、候補地選定を進める際の参考にさせていただきます。いただいたご意見の検討状況につきましては、北アルプス広域連合のホームページや広報「検討委員会だより」などでお知らせいたします。

2 ごみ処理施設建設候補地の公募について

(1) 応募条件

大町市、白馬村、小谷村の区域で、以下の条件に適合していること。

《必須条件》

概ね1ha(100m×100m:大町市西公園グラウンド1.2ha、白馬村南部グラウンド1.0ha、小谷村千国崎運動場1.1ha)程度の敷地が確保できる地域であること。

ただし、仮に単独の応募が1haより小さくても隣接地との合計が1haに達する見込みがあれば応募可能です。

平地もしくは造成により平地の確保が可能なこと。

《その他考慮いただきたい事項》

幹線道路が近く、搬入路の確保が可能なこと。

法的規制がないか、あるいは規制解除が容易であること。

貴重な動植物の生息する地域、貴重な植生群落のある地域でないこと。

(2) 応募方法

ア 応募は、自薦（区長又は地権者の申請）及び他薦いずれも可とします。

なお、応募いただいた候補地は委員会の検討資料として広域連合のホームページ等により公表されることがありますが、応募者の氏名は原則として公表しません。

イ 必要書類

応募書

位置図、全体図

土地権利関係一覧表（他薦の場合は不要。）

ウ 地元自治会、住民の意向

当検討委員会は、自治会はじめ地元住民の方々のご理解とご協力が不可欠であると考えています。本件土地の所有や使用に関して、地元自治会や住民の方々の意向確認をされたかどうか、された場合はその方法について、お知らせください。（意向確認がなくてもご応募いただけます）

(3) 応募期間

平成22年3月12日から 平成22年5月10日まで

(4) 候補地の選定方法

今回応募いただいた候補地については、応募の適合条件等により比較するとともに、必要に応じて、応募者あてにお問い合わせする場合がございます。

なお、候補地の選定に当たっては、公募いただいた用地の他、関係市村から推薦いただいた用地、及び環境・防災等の法規制を考慮して地図上で抽出した用地の中から、ごみ処理施設検討委員会において慎重に協議・評価して絞り込みを行う予定です。

3 提出先（問い合わせ先）

〒398-0002 長野県大町市大町1058番地33

北アルプス広域連合内 ごみ処理施設検討委員会事務局

0261-22-6764 E-mail: gomisyori@kita-alps.omachi.nagano.jp

4 説明会及び視察について

候補地応募の検討に当たり、説明会の開催や、施設視察のご希望がありましたら、北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会庶務担当（電話0261-22-6764）までご連絡いただければ、実施について検討させていただきます。

こちらをご覧ください。（検討委員会だより、委員会のお知らせ、議事録など掲載中）



北アルプス広域連合 公式ホームページ

<http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/>

（メニュー「ごみ処理広域化推進」をお選びください）

【計画している施設の概要】

1 施設整備の基本方針

北アルプス山麓の豊かな自然環境や地域の生活環境との調和を図り、環境にやさしい施設として公害防止対策に配慮した施設を目指します。

広域管内でのごみ処理の自区内完結のため、地震等の災害時にも安全安心で、安定的に処理を継続できる施設を目指します。

埋立処分する残渣の発生を抑え、資源やエネルギーを回収すると共に建設費、維持管理費が削減できる効率的な施設を目指します。

2 施設の概要

大町市、白馬村及び小谷村の可燃ごみ及び資源ごみを処理します。

なお、施設の詳細や、処理能力等の数値等につきましては、今後、当検討委員会において、将来ごみ量の推計や今後のごみ減量化の取り組みを踏まえ、見直す予定としています。

(1)可燃ごみ処理施設（処理能力：30～50t/日程度。）

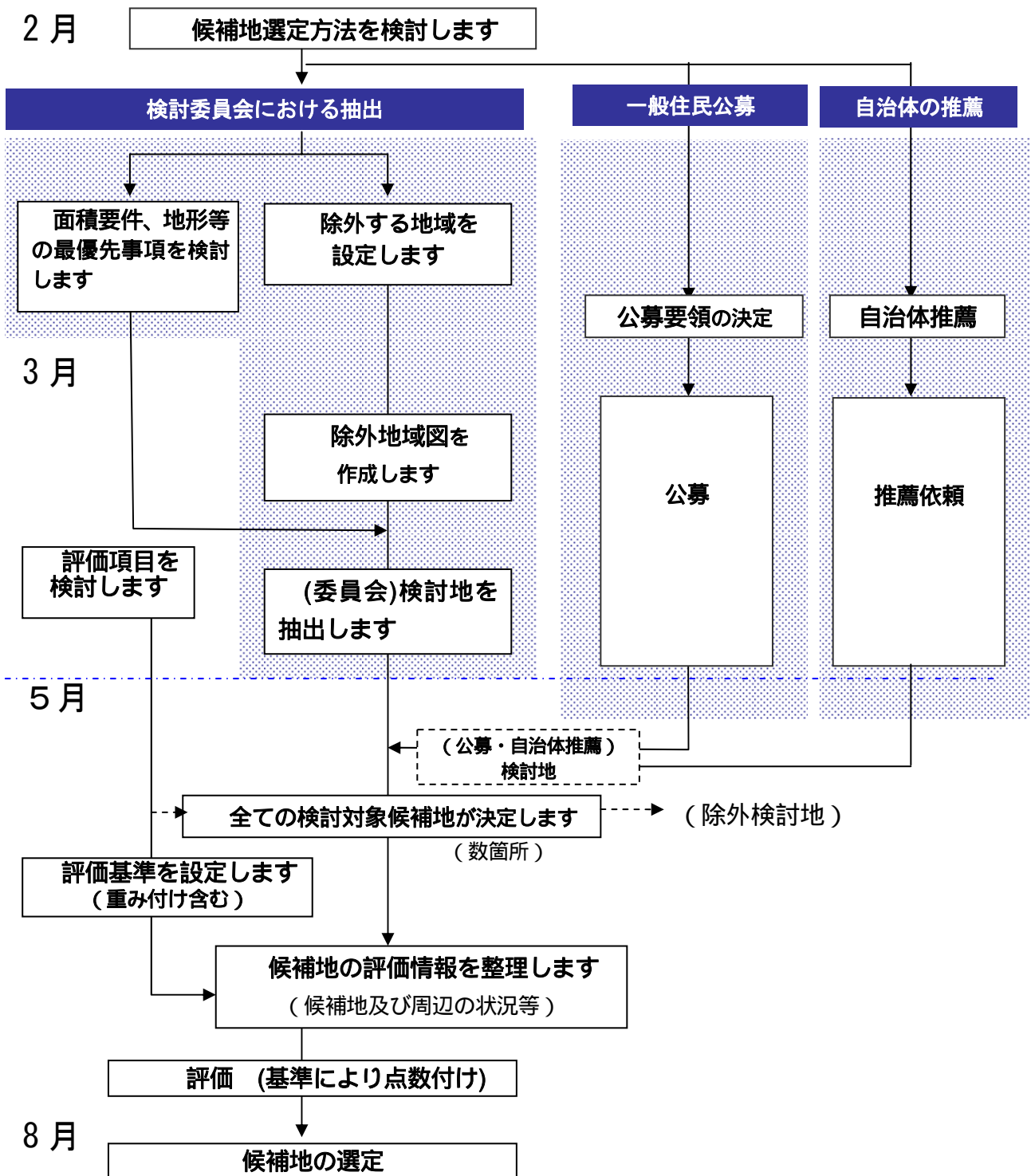
- ・ 大町市、白馬村、小谷村の1市2村の可燃ごみを処理します。

(2) リサイクル施設

- ・ ペットボトルやプラスチック製容器包装の梱包施設と、金属などの資源物のリサイクル施設を設置します。
- ・ ごみ減量・資源循環に関する啓発、体験学習等を行うための機能も併せ持つものとし、地域住民の皆様に不用品交換、修理などの機会を提供できるようにします。

【説明資料 ごみ処理施設の候補地選定方法について】

(1) ごみ処理施設の候補地選定のながれ



- 「検討地」は、候補地を絞り込むまでの呼び名、「候補地」は検討地を絞ったものの呼び名としています。
- 候補地が選定された後に、詳しい位置を把握する法規制等は、保安林、農用地区域、埋蔵文化財、貴重な動植物、インフラ(上水道、下水道、送電線、排水路など)、近隣の学校・保育所・病院等があります。
- 今後、及び の段階で、改めて住民の皆様のご意見を伺う予定です。

(2) 候補地選定の流れの説明

1. 候補地選定方法を検討します (左図の番号)

8月を目標に、どのような方法で候補地の絞込みを進めるか、具体的な段取りを検討します。

現在、住民の皆様による一般公募、市村からの推薦、検討委員会での抽出という三つの方法を併用し、作業を進めております。

今回の募集でいただいたご意見も、検討委員会で討議した上で参考とさせていただきます。

2. 検討委員会において検討地を抽出します ()

面積要件、地形や除外する地域を設定し除外地域図を作成します

候補地選定の最初の段階では、ごく基本的な項目(面積、地形)や、土地利用の法規制など、配慮しなければならない最優先事項を検討します。そして、検討委員会における選定の条件を定め、作業に用いる最初の図面(例：国立公園、河川区域など除外すべき地域を示したもの)を作成します。

検討委員会における検討地を抽出します

検討委員会では、定めた条件のもと検討地を選びます。これと公募した検討地を併せて候補地としてよいか検証します。

3. 全ての検討対象候補地を決定します。()

検討委員会により選定した検討地に、一般公募及び市村推薦の候補地を併せた場所の中から検討対象候補地を決定します。

4. 候補地選定のための評価項目を設定します()

複数の候補地を比較するための項目(現在の地形、土地利用状況、埋蔵文化財の状況、生態系ネットワークへの影響等)を検討します。さらに、各々の項目について、どの状態であれば高く評価するかといった基準を定めます。

5. 候補地の現況を整理します (評価情報) ()

評価項目ごとに、インフラの整備状況や周辺の施設、用地取得の可能性など候補地の現在の状態を、丁寧に把握し、表に整理します。この情報をもとに、比較していきます。

6. 候補地を評価します()

評価項目ごとに、基準をもとに点数をつけて候補地を比較します。必要に応じ、重要な項目に「重み」を付けた集計として評価します。

3. 福岡県柳川市・みやま市

ごみ処理施設の建設候補地を募集します

新しい施設は市と柳川市の共同で整備を計画

問 環境衛生課 (Tel64-1521)

みやま市清掃センターは、平成6年の供用開始以来、18年間にわたり、本市のごみ焼却施設として稼働してきましたが、経年劣化により処理能力低下および施設の維持費も増大しています。

そこで市では、将来に向け、安全で安定したごみ処理体制を維持していくために、清掃センターの後継となる次期ごみ処理体制について、本市単独での建設は財政的負担が大きいことから、広域でのごみ処理施設建設を検討してきました。

その結果、柳川市との共同建設が、効率的で効果的な方法と判断し、両市で合同して建設することで合意しました。

最新のごみ処理施設(焼却及びリサイクル施設)は、高度な焼却技術と徹底した排ガス処理などにより、環境に与える負荷も少なく、安全に十分配慮されています。

施設整備に当たっては、より多くの方に関心をもってもらうため、建設候補地を公募します。

新しい施設の整備方針

- ごみ処理対象とする区域は、みやま市および柳川市全域
- ごみ処理の対象は可燃ごみ、不燃物、資源物
- ごみ焼却施設の処理規模は、24時間運転でおおむね100トンから130トン/日を想定
- 最新の焼却技術を導入し、安全で安心した施設で、リサイクルに対する意識啓発や循環型社会の形成に向けた情報を発信できる施設
- ごみ処理施設からの排ガスはもちろん、臭気や騒音などの影響がないように万全の対策を行い、周辺環境の保全と調和、緑化を図る
- 建設予定地の行政区と、施設の運営に係る協定書を締結するとともに、施設運転に関する情報は積極的に公開し、地元地域との信頼関係の構築に努める
- ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用に努める

募集要領

■応募できる者

土地所有者または地元行政区

※候補地の土地所有者が複数の場合や、候補地が複数の行政区にまたがる場合は、共同で応募してください。

■基本条件

○市内または柳川市内で、おおむね2ヘクタールから2.5ヘクタール程度の用地面積が確保できること

○土地所有者が応募する場合、地元行政区に説明していること

○地元行政区が応募する場合、土地所有者全員の同意が得られているか、得られる可能性が高いこと

○候補地が複数の行政区にまたがり、土地所有者が応募するときは、関係するすべての行政区に説明していること。

※土地の地元行政区が不明な場合は、市環境衛生課へ事前に問い合わせください。

■募集期間

8月1日～10月31日

(土日、祝日を除く)

■応募書類の配布および提出先

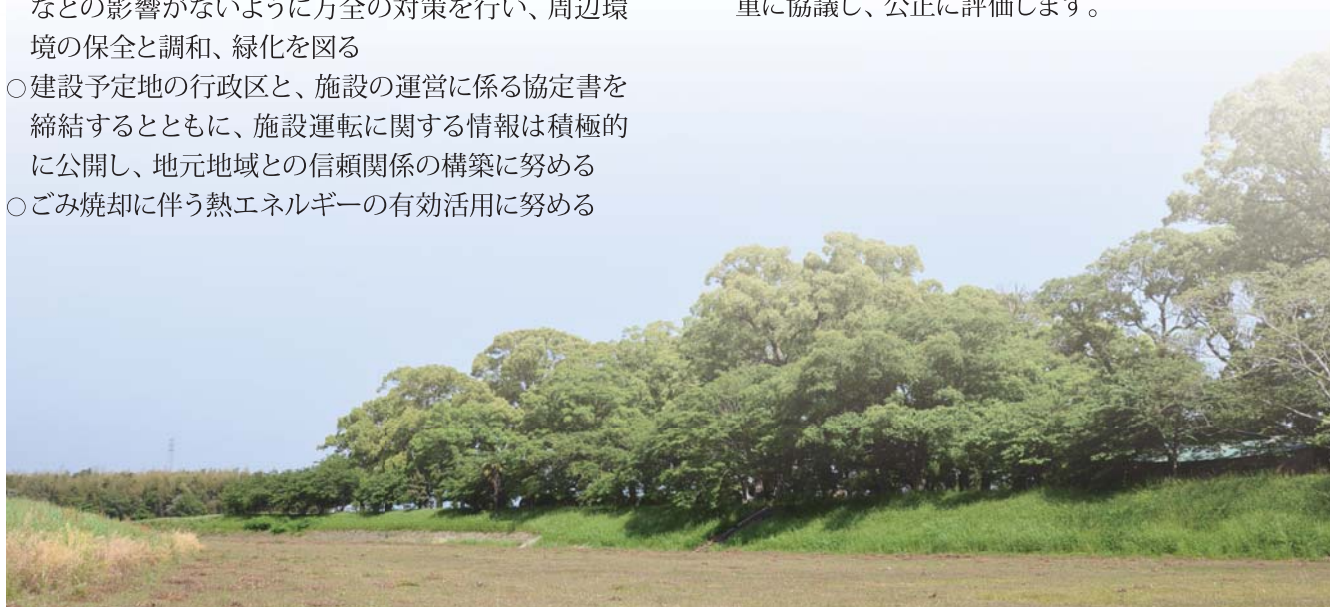
市環境衛生課(みやま市瀬高町小川5番地)

■提出方法

同課に持参すること

■選定方法

応募期間終了後、有識者などで構成する委員会で慎重に協議し、公正に評価します。



4. 大分県宇佐・高田・国東広域事務組合

一般廃棄物処理施設

「宇佐・高田・国東広域クリーンセンター」(仮称) 建設用地を公募します

宇佐市、豊後高田市、国東市の3市では、ごみを共同処理するために、平成19年9月1日に宇佐・高田・国東広域事務組合を設立しました。

クリーンセンターは、最新技術により、安全で公害のない施設、みんなが安心して生活できる施設、熱エネルギー等を利用した地域振興・活性化を推進する施設とし、施設周辺には植栽を施し、周辺環境との調和を図ります。

まちづくり交付金で **地域振興** を支援

建設用地の選定にあたっては、地権者や周辺住民の皆様のご理解とご協力を得られることが大事なことを考えています。クリーンセンターを積極的に受入れ、地域の活性化を進めて行こうとする自治会に対し、まちづくり交付金等により地域振興を支援していきます。

クリーンセンターの建設は、3市にとって重要かつ緊急の課題であることをご理解のうえ、多くの自治会からのご応募をお願いいたします。

※自治会とは、宇佐市自治委員設置規則、豊後高田市自治委員設置規則及び国東市行政区等設置規則で定められた組織です。

応募条件

応募できる場所は、宇佐市、豊後高田市、国東市の行政区域内で、クリーンセンターの建設用地にふさわしい場所として、次の条件に適合していることとします。

- 1 クリーンセンターの受け入れについて、地域の皆さんにご理解とご協力がいただけ、焼却施設、リサイクルセンターを一体的に集約できる概ね3ヘクタールの用地が確保できること。
- 2 建設用地の土地所有者（権利関係者）及び隣接土地所有者等の同意が得られること、又は、その見込みがあること。
- 3 建設用地について、法令による規制がないか、あるいはその影響が少ないこと。
- 4 地区内において、十分合意形成が図られていること。

建設地域の振興事業

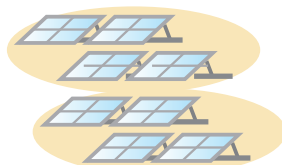
施設の建設地区を中心とし、重要な影響を及ぼす周辺地区も含めた「まちづくり事業」を支援します。

①「まちづくり事業」については、事業費3億円を限度とし、予算の範囲内で実施します。

② 建設用地に選定された地域には、「まちづくり委員会」を組織し、「まちづくり計画」を策定していただきます。

③ 組合は「まちづくり計画」の策定、及びまちづくりの整備を図るため、委員会に対し、まちづくりコンサルタント等の派遣を行ないます。

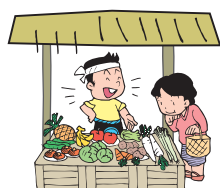
「まちづくり事業」の例



太陽光発電施設



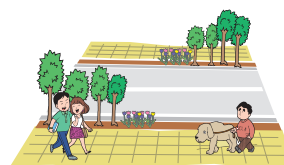
地区集会所



農産物直売所



温水を利用した農業施設



周辺道路の環境整備



応募方法

① 応募者

応募は、自治委員（区長）さんからお願いします。なお、建設用地が複数の地区にまたがる場合等には、該当する自治委員（区長）さんによる共同応募をお願いします。

② 必要書類

- 1) 応募申請書
- 2) 位置図
- 3) 字図の写し（建設用地）
- 4) 同意書
 - 建設用地に係る土地所有者の同意書（権利関係者）
 - 建設用地の隣接土地所有者の同意書
 - 進入路（拡幅・新設）等が想定される場合は、これに係る土地所有者の同意書
- 5) 各土地所有者一覧表
- 6) 自治会総会議事録
- 7) まちづくりプラン

③ 応募受付期間

平成25年4月19日（金）から平成25年7月19日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）

④ 応募書類の提出先

宇佐・高田・国東広域事務組合又は、宇佐市生活環境課、豊後高田市環境課、国東市環境衛生課にて受付をいたします。

選定方法

建設用地選定委員会において、立地適性や地元合意形成の熟度など、幅広い角度から検討した上で候補地を選定します。

覚書の締結

第一候補地に決定した地区は、速やかに組合と施設建設に伴う環境保全等を内容とした覚書を締結していただきます。

説明会の開催

公募説明会を、宇佐市、豊後高田市、国東市で開催します。出席をされる自治会につきましては、平成25年5月10日（金）までに、自治会名、出席人数を、宇佐・高田・国東広域事務組合までご連絡願います。

（説明会日程）

宇佐市

日時 平成25年5月13日（月）14時から

場所 宇佐市文化会館・ウサノピア

豊後高田市

日時 平成25年5月14日（火）14時から

場所 豊後高田市中央公民館

国東市

日時 平成25年5月15日（水）14時から

場所 くにしき総合文化センター（アストくにさき）

施設見学会

クリーンセンター建設の受入れを検討される自治会に対し、平成25年5月下旬に他市のごみ処理施設の見学を予定しています。

参加を希望される場合は、自治会名、出席人数を平成25年5月20日（月）までに宇佐・高田・国東広域事務組合までご連絡願います。

その他

ご質問やご相談につきましては、ご遠慮なく組合へお問い合わせください。なお、公募内容につきましては、平成25年4月10日（水）から各市のホームページにも掲載しています。

問合せ先

宇佐・高田・国東広域事務組合

宇佐市大字法鏡寺224番地（宇佐文化会館内）

TEL：0978-33-2568 FAX：0978-33-2377

5. 熊本県宇城広域連合

ごみ処理施設 建設候補地を募集します



宇城広域連合は、宇土市および熊本市(旧富合町)を構成市とする宇土・富合清掃センターと宇城市および美里町ならびに熊本市(旧城南町)を構成市町とする宇城クリーンセンターの2施設を有しています。2施設とも平成10年3月の完成から約15年が経過しようとしています。ごみ焼却施設は、一般的に25年程度使用されていますので、今後、10年程度の焼却施設の使用を想定しています。新たなごみ焼却施設の建設は、建設構想の段階から施設の完成までに約10年の期間を要するため、建設用地の公募に着手するものです。

また、平成25年度(平成26年3月31日)末には熊本市(旧富合町、旧城南町)が宇城広域連合の構成から離脱する予定があり、離脱後の施設の稼働および維持管理などで発生する費用については残った構成市町で負担することになり、財政負担が増大することになります。

施設建設の基本となる建設用地の決定は、宇城広域連合にとって重要な課題であることをご理解いただき、ご応募をよろしくお願ひします。

施設整備の考え方

安全で、みんなが安心して生活できる公害のない施設、最新技術を利用するなど資源循環型社会の実現を推進する施設とします。

施設を建設する地区に対しては、法律で求められている「周辺地域への配慮(廃棄物処理および清掃に関する法律第9条の4)」を基調に、協議を行い地域振興を図ります。

応募期間 12月3日(月)～平成25年3月29日(金) ※土・日・祝日を除く

必要書類 (1) 応募申請書 (2) 候補地位置図
(3) 同意書(申請地に係る土地所有者およびその隣接地所有者の同意書)

応募条件

建設用地にふさわしい場所として、次の条件に適合していること

- (1) 公募する地域は、宇城市および美里町です。
- (2) おおむね2万㎡(6千坪)～4万㎡(1万2千坪)の用地面積が確保できること。
- (3) 地元区の同意があること。
- (4) 候補地が私有地(公共用地を除く)の場合、地権者全員の賛同が得られていること、またはその見込みがあること。
※候補地の一部、または全部が公有地である場合も応募できます。

建設地域の振興支援

建設地域の「まちづくり」事業を支援します。

支援例…地元協力金の交付
その他(地元からの要望など)

応募方法

応募は、必ず候補地の地元区長さんを代表者としてお願いします。なお、候補地が複数の地区にまたがる場合には、複数の区長さんの連名による応募となります。

説明会など

候補地検討に当たり、説明会などの希望がありましたら日程を調整し、地元へお伺ひします。

問い合わせ先

宇城広域連合 環境衛生課 施設管理係
☎32-4153

6. 熊本県山鹿市

廃棄物処理（ごみ焼却）施設建設候補地の募集をします。

● 施設整備の考え方

安全安心で公害のない施設、安定した施設、熱エネルギーを利用するなど資源循環型社会の実現を推進する施設とします。

施設を建設する地区に対しては、法律で求められている「周辺地域への配慮（廃棄物処理及び清掃に関する法律第9条の4）」を基調に、協議のうえ地域振興を図ります。

● 応募条件（建設用地にふさわしい場所として、次の条件に適合していること）

- (1) 概ね1万㎡（3千坪）～2万㎡（6千坪）の用地面積が確保できること。
- (2) 地元区の同意があること。
- (3) 候補地が私有地（公共用地を除く）の場合、地権者全員の賛同が得られていること、又はその見込みがあること。

※候補地の一部又は、全部が市有地である場合も応募できます。

● 応募方法

応募は、必ず候補地の地元区長さんを代表者としてお願いします。なお、候補地が複数の地区にまたがる場合には、複数の区長さんの連名による応募となります。

● 必要書類（相談時に、申請者となられる候補地の区長さんへお渡しします。）

- (1) 応募申請書
- (2) 候補地位置図

● 応募期間

平成24年6月1日（金）～平成24年12月21日（金）まで（土日、祝日を除く）

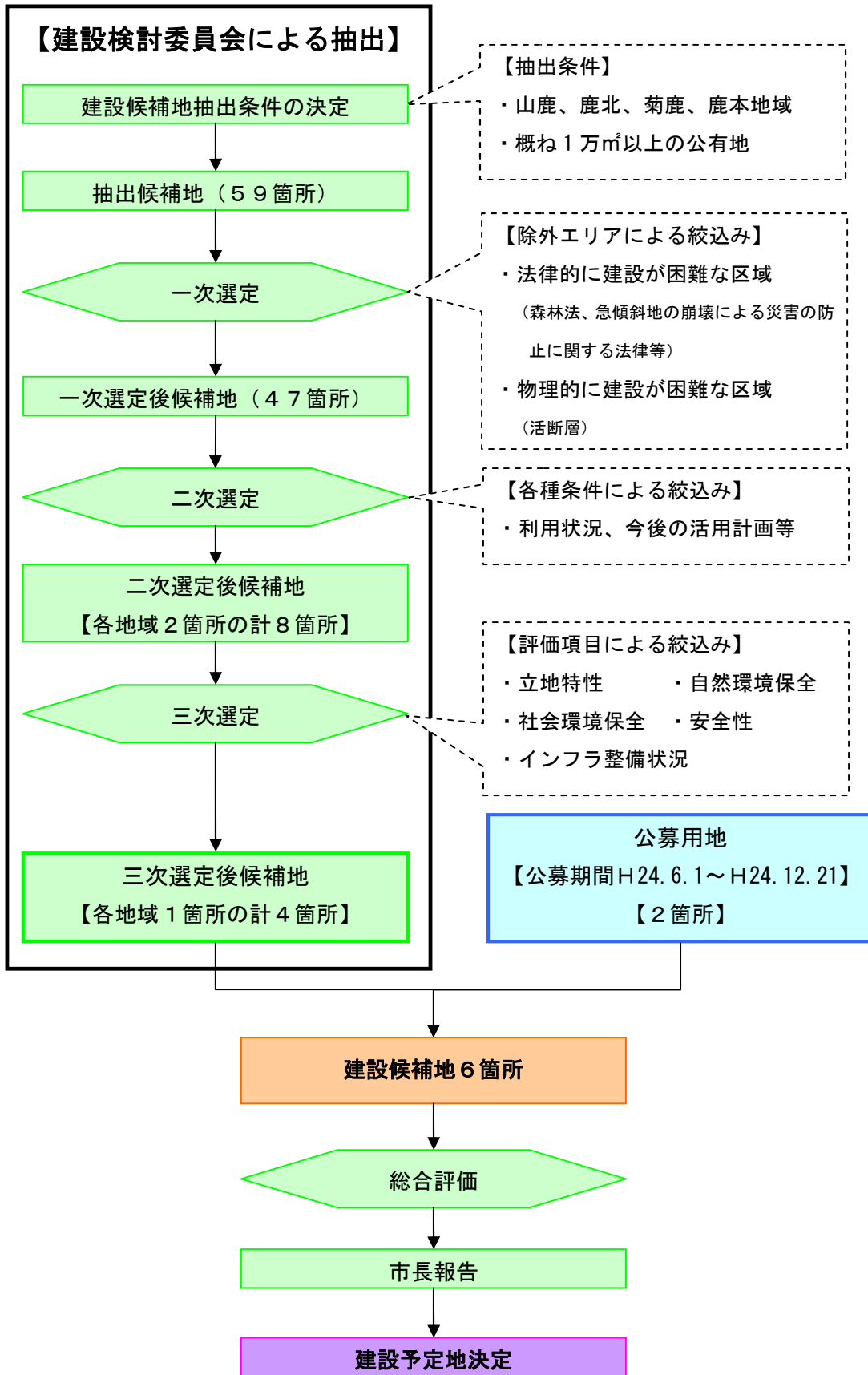
● その他

候補地検討に当たり、説明会などの希望がありましたら、お気軽にお問合せください。

● お問い合わせ先

環境課 廃棄物処理施設建設推進室 電話43-7211

建設予定地決定までの流れ



建設候補地 6 カ所の比較を行うための評価項目を、廃棄物処理施設建設検討委員会で決めました。今後

は、6 カ所の建設候補地の状況を評価項目に照らし合わせて評価します。

	評価項目	評価する理由	評価の手法
環境条件	建設候補地周辺の住宅等の近接状況	施設稼働および収集車の通行による環境影響や交通安全などに配慮が必要と考えられるため。	建設候補地および周辺の住宅、教育施設、教育施設、福祉施設などを住宅地図および現況調査により把握する。
	地球温暖化への影響	収集運搬車両等の走行に伴って毎日発生する二酸化炭素が地球温暖化へ与える影響に配慮する必要があるため。	ごみの量を勘案し、「市役所、各総合支所および広域施設との ^{ざんき} 残渣運搬距離」を基に燃料消費量を算出し、二酸化炭素排出量を算出する。
	候補地の開発行為による山林改変面積	地下水 ^{かんよう} 涵養や生態系といった貴重な自然環境の保全や配慮が必要となるため。	建設候補地および周辺の山林の有無や特性を住宅地図および現況調査により把握する。
社会条件	搬入道路を整備する際の用地取得の容易性	搬入道路を整備する際の用地取得に要する時間が整備スケジュールに影響を及ぼすため。	搬入道路を整備する際に必要な、民有地部分の総延長を算出し把握する。
	農振地域の指定を解除する必要性	指定解除に要する時間が整備スケジュールに影響を及ぼすため。また、周辺の農地へ与える影響に配慮する必要があるため。	関係部署に問い合わせ、具体的な内容を確認する。
	土地利用の可能性	敷地の形状や土地の起伏が施設の有効な配置に影響を及ぼす場合があるため。また、災害時に大量に出る廃棄物の一時保管場所の確保などに影響を及ぼす場合があるため。	施設の概略的な配置を行い、敷地の形状や土地の起伏とのおさまりに問題がないか確認する。
経済条件	整備費	必要な機能を確保するための費用が、安価であることが望まれるため。	建設候補地での概略的な配置に基づき、用地取得、敷地造成、搬入道路に関する概算整備費を算出する。
	収集運搬費	ごみの収集運搬効率がよく、焼却後の残渣及び広域施設の ^{ざんき} 残渣の処理に便利な場所で費用が安価であることが望まれるため。	ごみの量を勘案し、「市役所、各総合支所及び広域施設との残渣運搬距離」を基に費用を算出する。

7. 鹿児島県北薩広域行政事務組合

新焼却処分場建設用地について

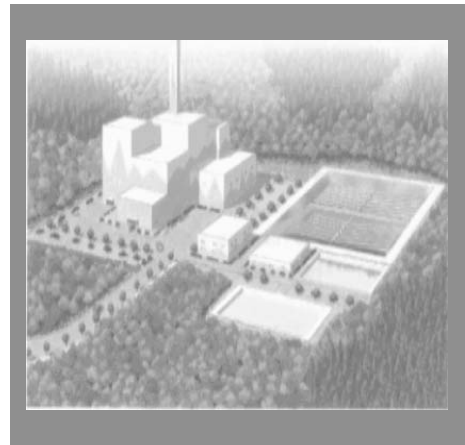
募集は終了しております。ご協力ありがとうございました。

現在、北薩広域行政事務組合では、一般廃棄物(可燃ごみ)について、周辺住民の方々のご理解とご協力のもと、適正な運営を行っているところでありますが、現環境センターは、今後の維持管理や最終処分場の残余埋立量の状況から、平成29年度末までに新たな施設の建設を進めなければなりません。

そのため、当組合では新焼却処分場用地を探しています。

下記条件に見合った用地情報があれば、ご連絡ください。

連絡先	〒899-0502 出水市野田町下名7035番地 出水市野田支所2階 北薩広域行政事務組合 総務課 施設管理係 TEL(0996)84-4815 FAX(0996)84-4817 E-mail:hokusatukouiki@s6.dion.ne.jp
-----	---



(図1 新焼却処分場イメージ)

< 条件 >

建設予定地(候補地)の範囲	現環境センターを中心にして、10km圏内 (図2参照)
建設予定施設	一般廃棄物(可燃ごみ)処理場及び最終処分場
予定面積	20,000㎡以上(2ha以上)
募集期間	平成21年9月30日まで

(図2 用地募集エリア図) 下の図をクリックすると拡大図が表示されます。

